

監査委員公表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により行った、平成21年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。

平成21年12月28日

積丹町監査委員 佐々木 登
積丹町監査委員 葛西 敏夫

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4

項の規定に基づく監査

2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲

(1) 監査実施期間

監査は平成21年12月24日から12月25日までの間で実施した。

(2) 試査の範囲

平成21年度の工事請負費のうち、1件300万円以上の金額のもの。

(3) 監査実施課、実施件数及び金額。

3 監査の主眼

監査は、平成21年度に係る財務に関する事務の執行について、正確性、合規性の観点から次の事項に重点を置いて実施した。

4 監査の実施方法

(1) 工事請負費に係る財務の適正性について
この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうか主に眼を置き、関係諸規則、各訓令及び証拠書類との照合、閲覧並びに関係職員からの説明聴取等、通常実

対象課等	件数・金額 監査実施件数 (工事請負費) (件)	支出金額 (円)
企画課	2	31,500,000
農林水産課	1	45,885,000
建設課	1	4,830,000
国保診療所	1	10,185,000
合計	5	92,400,000

第2 監査の結果

実施すべき監査手続により実施した。

1 個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

2 監査結果の概要

監査の結果、監査実施件数5件について、概ね財務に関する事務の執行が適正に執行されていると認められた。

相続等で農地を取得したときは届出が義務化されました。

「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日施行され、農地法第3条の3第1項の規定により、相続等による農地法の許可を要しない農地の権利取得については、農業委員会への届出が必要になります。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料を科せられる場合があります。

詳しくは積丹町農業委員会（TEL44-2111）へ問い合わせ下さい。

平成22年 第1回臨時会

平成22年第1回臨時会が1月19日招集され、議案2件が提案され、いずれも原案どおり可決されました。

議案第1号

財産の取得について

教育委員会所管の学校ICT環境整備事業費による教育用パソコン他の物品購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得るものです。

議案第2号

平成21年度積丹町一般会計補正予算（第9回）

国の平成21年度森林・林業・木材産業づくり交付金事業により、婦美二地区の町有林の保育間伐施業約5haを実施するため130万円を追加する一般会計補正予算です。

同地区カラマツ林約12.8haは、約53年経過した現在まで未整備の状況にあるので、間伐等による計画的な森林の整備推進を図るものです。

2010

しゃこたん
夢あかり

◎期 日 2月13日（土）午後5時～9時

◎メイン会場 美国町中央交差点

制作・設置ボランティアを募集します。

※当日午後1時までにバケツ・スコップを持参の上、積丹町商工会前に集合してください。

【問合せ先】積丹町商工会（TEL44-2011）